

## 東海学院大学動物実験等細則

### I. 動物実験における倫理の基準

1. 動物実験に代替する実験方法がない場合にのみ動物実験を行う。
2. 動物実験においては、生命を用いて実験を行っていることを常に意識し、動物に対して愛情と感謝の気持ちを持って接しなければならない。
3. 動物が被る苦痛の程度より研究の意義の方が大きいと判断されなければ動物実験を行ってはならない。
4. 研究目的に適合した動物を実験に使用する。
5. 実験に使用する動物の数は最小限とする。
6. 実験者は、動物に対し不必要な苦痛を与えてはならない。不必要な苦痛は、実験成績の信頼性を低下させることにもつながる。
7. 苦痛を伴う実験においては、苦痛の強さと持続時間が最小となるよう努力しなければならない。
8. 予想に反して軽減できない重度の苦痛を被っていると推定される場合には、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省環境省告示第 88 号）に定める処置により、直ちに安楽死処分しなければならない。
9. 毒性試験、感染実験、悪性腫瘍に関する実験等においては、動物が死にいたる前に実験が終了する方法を講じることを目標とする。
10. 実験手技の検討において、研究者は実験手技の経済性や容易さを基準にするのではなく、動物が被る苦痛が少ない方法を採用すべきである。
11. 絶食や絶水を行う実験は短時間にすべきであり、動物の健康状態に大きな影響を与えないよう充分配慮する。
12. 苦痛や病的な影響をきたすような長時間の物理的な保定は、代替できる実験手技がない場合のみ行う。
13. 重度の苦痛を伴う実験処置を繰り返し行ってはならない。
14. 学生の指導のため等の理由による既に確立された科学的知識の証明のためだけに、「動物の苦痛に関する審査基準」（平成 12 年 4 月 1 日）に示すカテゴリー C あるいは D に該当する実験処置を行ってはならない。
15. 不必要な繁殖を行ってはならない。
16. 適正な飼育環境が維持できない場所で動物を飼育してはならない。
17. 実験が終了した動物は、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に定める処置により速やかに安楽死処分し、又は適切に飼育する。

## II. 動物の苦痛に関する基準

### 1. カテゴリーA: 動物に対してほとんど不快感を与えないと思われる実験処置

- ・実験を行うために、動物をつかんで保定すること。
- ・あまり有害でない物質の投与あるいは少量採血などの簡単な処置。
- ・深麻酔により意識のない動物を用いた実験で、処置後に不快感を伴わないこと。
- ・短時間(24時間以内)飼料や水を与えないこと。
- ・適切な処置により動物を安楽死処分すること。

本カテゴリーに属する実験については、承認することに問題はないと考えられる。

### 2. カテゴリーB: 動物に対して軽微なストレス、あるいは短時間持続する痛みを伴う実験

- ・麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入する実験。
- ・フロイントのアジュバントを用いた免疫。
- ・麻酔状態における外科的処置で、処置後に軽度の不快感を伴うこと。

本カテゴリーに属する実験については、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、様々な配慮が必要となる。

### 3. カテゴリーC: 避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験

- ・行動学的実験において、故意にストレスを加えること。
- ・麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。
- ・苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。
- ・苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。
- ・長時間(数時間以上)にわたって動物の体を保定すること。
- ・母親を処分して代理の親を与えること。
- ・攻撃的な行動をとらせ、動物個体を損傷させること。
- ・麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。
- ・動物が耐えることができる最大に近い痛みを与えること（動物が激しい苦痛の表情を示す場合）。

本カテゴリーに属する実験を行う場合、研究者は、動物に対する苦痛を最小限にするため、あるいは苦痛を排除するために、実験計画を慎重に検討する必要がある。

### 4. カテゴリーD: 麻酔していない意識のある動物を用いて動物が耐えることのできる最大に近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置。

- ・手術する際の保定のために、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻酔性薬剤（サクシニルコリン、クラレ様作用を持つ薬剤）を使うこと。
- ・麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと。
- ・避けることのできない重度のストレスを与えること。
- ・ストリキニーネを用いて殺すこと。

本カテゴリーに属する実験については、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行ってはならない。

### Ⅲ. 適正な動物実験について

#### 1. 倫理的に適正な動物実験（生命に対する処置であることを認識した動物実験）

- 1) 動物には愛情を持って接する。
- 2) 無秩序に動物を実験に使用しない。
  - ・研究目的に適合した動物を実験に使用。
  - ・必要最少匹数を実験に使用。
- 3) 不必要な苦痛やストレスを排除する。
  - ・麻酔処置、鎮痛剤の投与（術後も含む）
  - ・不必要な苦痛を軽減できず、動物の苦痛が極めて大きいと判断される場合には動物を安楽死させる。
- 4) 適正な飼育管理を実施する。
  - ・健康管理、衛生管理、環境管理、飼育密度など。
- 5) 実験終了後は所定の方法に従って動物を安楽死させる。
- 6) 無計画な繁殖は行わない。

#### 2. 科学的に適正な動物実験（信頼性の高いデータが得られる動物実験）

- 1) 動物が受けるストレスが軽減されて実験成績の再現性が向上する。
- 2) 研究目的に応じた動物種を選択。研究目的に応じて遺伝統御された動物を使用。（近交系、クローズドコロニー、同腹産仔）
- 3) 苦痛、恐怖、不安などは内分泌系に影響し、実験成績は左右する。
- 4) 動物の健康状態を維持することによって、実験のデータの信頼性が確保される。（飼育環境が不適切である場合には、動物の生理状態に影響が及び実験成績を左右する）

附 則 この細則は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。